

かながわ脱炭素チャレンジ 中小企業認証制度

申請手引き

令和7年4月1日

神奈川県脱炭素戦略本部室

目次

1	制度の概要	1
(1)	目的.....	1
(2)	対象者（要綱第2、3条）	1
(3)	認証要件（要綱第3条）	3
(4)	認証事業者に対する支援（要綱第10条）	4
2	認証に係る手続き（要綱第4～9条）	6
(1)	提出方法.....	6
(2)	新規申請.....	8
ア	提出書類.....	8
イ	提出方法.....	8
ウ	提出時期.....	8
(3)	更新申請.....	8
ア	提出書類.....	8
イ	提出方法.....	8
ウ	提出時期.....	9
(4)	変更・取下げの届出.....	9
ア	提出書類.....	9
イ	提出方法.....	10
ウ	提出時期.....	10
(5)	認証の有効期間.....	10
(6)	認証の取消し.....	10
3	その他	11
(1)	調査等（要綱第11条）	11
4	各様式の記載方法	12
(1)	新規申請書.....	12
(2)	更新申請書.....	14
(3)	変更届.....	15
(4)	取下げ書.....	17

【関係法令の表記】

この手引きにおいて、関係法令は次のように略して記載しています。

- ・ 「条例」：神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）
- ・ 「規則」：神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号）
- ・ 「新制度」：2025 年度からの事業活動温暖化対策計画書制度
- ・ 「旧制度」：2024 年度までの事業活動温暖化対策計画書制度
- ・ 「計画書制度要綱」：事業活動温暖化対策計画書制度実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日制定）
- ・ 「要綱」：かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱（令和 6 年 3 月 26 日制定）

【認証制度・計画書制度における計画書の作成等支援に関する問合せ先】

対応窓口：公益財団法人神奈川産業振興センター（K I P）

カーボンニュートラルワンストップ相談窓口

電 話 ：045-633-5002

ホームページ URL：<https://www.kipc.or.jp/CNsupport>

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

【認証制度・計画書制度の申請に関する問合せ先】

対応窓口：エヌエス環境株式会社

電 話 ：045-274-5274

e-mail ：kanagawa-ondanka@ns-kankyo.co.jp

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

改訂履歴

Ver.	日付	改訂等の概要	備考
1	2024.5.1	策定	
2	2024.6.14	・ 脱炭素化目標に関する補足追記 ・ 計画書提出済みの場合も、別紙 1 又は別紙 2 の提出が必要である 旨を修正	
3	2024.7.19	各様式中の担当者連絡先欄の表記 （住所→所属所在地）を修正	

4	2024.4.1	・計画書の作成支援に関する問合せ先（公益財団法人神奈川産業振興センター）を追記 ・新制度の適用に基づき、計画書等の様式の名称、申請に必要な提出書類及び計画書の申請期限を修正 ・県制度との連携内容について追記 ・文言等の軽微な修正	
---	----------	---	--

1 制度の概要

(1) 目的

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度は、事業活動の脱炭素化に向けて自主的かつ計画的に取り組を進めようとする中小企業等の事業者を県が認証することにより、主体的な脱炭素化の取組を後押しする制度です。

認証を受けた事業者には、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として、補助金の上限額上乘せなど、県が脱炭素化の取組を積極的に後押しします。



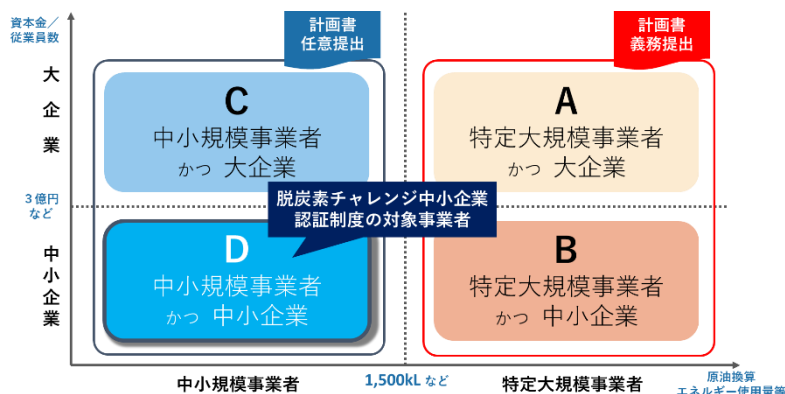
公式認証マーク

(2) 対象者（要綱第2、3条）

本制度の対象となる事業者は、県内に工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を所有している事業者のうち、要綱第2条第1号で規定する「中小企業等」であって、なおかつ同条第2号で規定する「中小規模事業者」に該当する事業者です。

対象者の範囲

中小企業等	中小規模事業者
次のいずれかに該当する者 ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」（みなし大企業を除く。） イ 学校法人 ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人 エ 医療法人 オ 社会福祉法人 カ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 キ アからカに準ずるものとして知事が認める者	条例第11条第3項に規定する「中小規模事業者」（特定大規模事業者以外の事業者※） ※県内の事業活動における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500kL/年未満かつ県内に使用の本拠地を有する対象自動車の所有台数が100台未満の事業者



中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(参考) 中小企業基本法第 2 条第 1 項

※上表の事業者のうち、次に掲げるいわゆる「みなし大企業」は除きます。

- ・ 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を所有している中小企業者
- ・ 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務している中小企業者

【補足：事業活動温暖化対策計画書制度とは】

事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）は、事業活動に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定規模以上の事業活動を行う県内の事業者（特定大規模事業者）を対象に、温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素）の自主的な削減目標や削減対策を記載した計画書、実績報告書などの提出を義務付け、その概要を県が公表する制度です。

また、一定規模未満の「中小規模事業者」の方も任意に計画書等を提出することが可能です。

なお、2025 年度から新制度が開始しましたが、2025 年度から 2028 年度までの 4 年間、新・旧制度が併存することになります。2024 年度以前に計画書を提出した事業者の方は、当該計画を更新するまでの間、旧制度様式での報告が必要（更新後の計画から新制度様式に移行）となりますのでご注意ください。

※ 1 旧制度に関する内容については次のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/old.html>

※ 2 新制度に関する内容については次のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>

※ 3 計画書制度の見直しについては次のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/minaoshi.html>

特定大規模事業者の要件

区分	要件
第1号 該当事業者	県内のすべての工場等における前年度（前年4月1日から翌年3月31日まで、以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量の合計が <u>1,500kL 以上</u> の事業者
第2号 該当事業者	省エネ法に規定する連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び加盟店が県内に設置しているすべての工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、 <u>1,500kL 以上</u> の事業者（フランチャイズチェーン等）
第3号 該当事業者	前年度の末日（3月31日）時点において、県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数の合計が <u>100 台以上</u> の事業者

（3）認証要件（要綱第3条）

本制度の認証を受けることができるのは、次表に掲げる **全ての要件を満たす** 事業者です。

認証要件

要綱第3条	認証要件の概要
第1項	「中小企業等」であること
第2項	「中小規模事業者」であること
第3項	県内に工場等を所有していること ※自動車対策のみの計画書を提出する事業者は、自動車の使用の本拠地として登録された場所を「その他の事業場」として扱います。
第4項	県内における事業活動を 2050 年までに脱炭素化することを宣言していること ※「事業活動の脱炭素化」とは、事業活動に伴うCO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、クレジットの購入量などを差し引いて、合計を <u>実質的にゼロにすることを指します。</u> ※申請書に目標年度を記載していただきます。その際、2050 年以前の年度を記載することも可能ですが、次項の計画書と整合が明らかに取れていない目標年度は認められません。
第5項	認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書を知事に提出し、受理されていること ※条例第 11 条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を指します。横浜市、川崎市及び相模原市にも同様の制度はありますが、 <u>認証には県への計画書の提出が必要です。</u>
第6項	暴力団関係者及び環境関係法令等の違反者でないこと ※次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団イ 役員等（認証を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が法第2条

	第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる事業者 ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者 エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者 オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者 カ 認証の申請の日から起算して3年以内に、環境関係法令又は環境関係条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けている者
--	---

（4）認証事業者に対する支援（要綱第10条）

県は、認証事業者の情報を、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として県ホームページ等により公表し、広く周知します。

また、認証事業者には、中小企業省エネルギー設備導入費補助金の上乗額上乗せなど、脱炭素の取組を積極的に後押しします。

【支援例】

- ・ 県ホームページ、セミナー等で認証事業者の一覧や取組を紹介します。
- ・ 本制度の公式認証マークを名刺やホームページ上でお使いいただけます。
- ・ 県の各種支援制度等や金融機関と連携し、脱炭素化の取組を後押しします。

なお、連携する制度等は、今後順次、拡大する予定です。

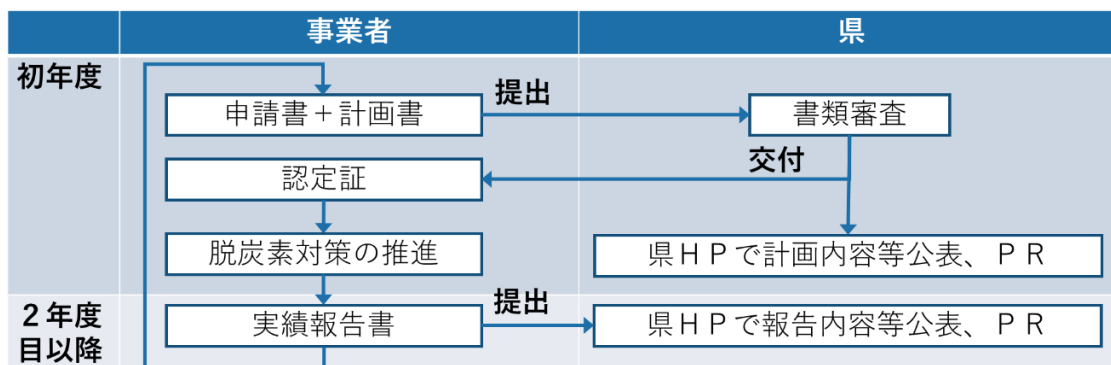
各種支援制度等との連携内容一覧（令和7年4月1日時点）

カテゴリ	制度名称	制度概要	認証事業者のメリット
県の支援制度			
補助金	中小企業省エネルギー設備導入費等補助金	省エネルギー設備を導入する中小企業等に対して導入費用等の一部費用を補助	補助上限額の上乗せ (500万円⇒600万円) ※補助率は1/3のまま
	自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金	自家消費型再生可能エネルギー等を導入する事業者に対して導入費用の一部を補助	補助額の上乗せ (8万円/kW⇒10万円/kW)
融資関係	脱炭素促進資産評価活用融資(エコアセットかながわ)	金融機関から融資を受ける際の動産等の資産評価費用の一部を補助します。	

カテゴリ	制度名称	制度概要	認証事業者のメリット
入札参加資格	競争入札参加資格認定申請	県発注の公共工事等の競争入札参加資格認定時に加点します。	
企業誘致支援	セレクト神奈川 NEXT	企業誘致施策「セレクト神奈川 NEXT」では各種支援制度により県内への企業の立地を支援します。 ※セレクト神奈川 NEXT の認定要件の一つである「脱炭素に係る取組」として、本認証が利用できます。	
金融機関の融資			
融 資	かわしんカーボンゼロ・アシスト 2050	川崎信用金庫が提供している脱炭素に取り組む事業者向けの融資メニューです。 ※かわしんカーボンゼロ・アシスト 2050 の利用要件の一つである「国または地方公共団体の SDGs または脱炭素・環境配慮に関する取組に賛同・登録・認証取得している方」として、本認証が利用できます。	

2 認証に係る手続き（要綱第4～9条）

手続きのイメージ



新たに認証を受けようとする事業者は、初年度に「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書」及び計画書制度における中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出してください。

審査の結果、認証要件を満たすと認められた場合に、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証書」を交付します。なお、認証要件を満たさないと認められた場合には、その理由を付して通知します。

認証の2年度目以降は、計画書制度における中小規模事業者用実績報告書を提出してください。（旧制度の計画書において認証を取得した中小規模事業者は、旧制度に基づく排出状況報告書を提出してください。）

計画書制度の計画期間が終了を迎え、認証の更新を受けようとする場合は、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書」及び新たに中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出してください。

また、認証後に名称、住所等に変更が生じた場合や、認証要件を満たさなくなった場合には、変更届又は取下げ書を随時提出してください。

（1） 提出方法

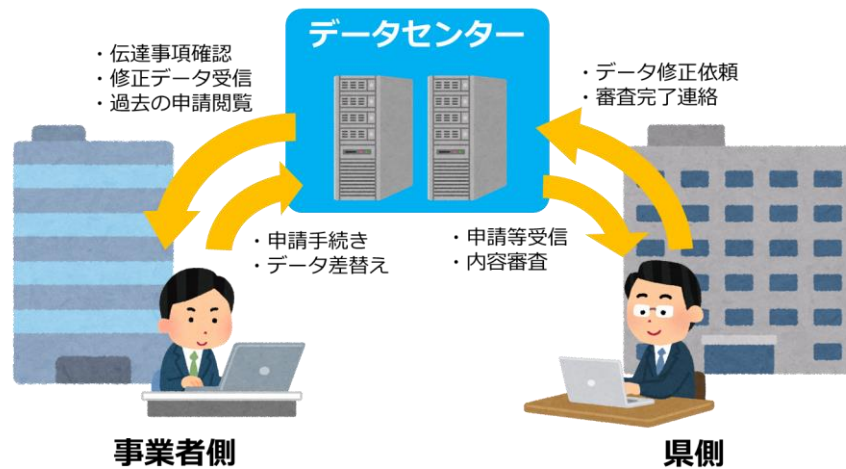
地球温暖化防止（ペーパーレス）等の観点から、原則として「電子申請システム」でご提出ください。

■電子申請システム受付フォーム

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html>

※「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」のページ中「申請書作成・提出の方法について」の項目から提出様式ごとの受付フォームを選択の上、ログインしてください。

【電子申請のイメージ】



【電子申請システムご利用時の注意点】

- 初回のご利用前に利用者登録（登録作業は5～10分程度）が必要です。
- ID（登録時のメールアドレス）とパスワードは、大切に保管し、次年度以降も継続利用してください（IDを取り直すと、過去データは参照できません）。
- 登録されたご担当者の異動や、メールアドレス、法人・団体名、代表者名などの変更があった場合、システム上で登録内容の変更手続きを実施してください。
- 電子申請でご提出された書類の審査が完了しましたら、登録されたメールアドレスあてに審査完了メールを送信します。書類の作成を業者に委託されている場合など、登録メールアドレスと異なる関係者には、必要に応じて、審査完了メールの転送などをお願いします。
- 詳細は上記URLに掲載の「**電子申請システム操作手順書**」をご覧ください。

【電子申請システムによらない提出について】

- 電子申請システムによる提出が困難な場合は、県へご相談ください。

(2) 新規申請

ア 提出書類

提出書類名	補足
【要綱様式第1－1号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書	
・【計画書制度要綱様式第2号様式】 中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書 ・エネルギー使用量等入力ファイル（中小規模事業者用）	計画書を提出済みの場合、エネルギー使用量等入力ファイルのみ提出

※中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書などの記載方法の詳細は、新制度のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>

イ 提出方法

「第2号様式中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書受付フォーム」から、書類一式を提出してください。

なお、計画書を提出済みの場合は、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書の受付フォーム」から、新規申請書を提出してください。

ウ 提出時期

認証の新規申請は、通年で受け付けていますが、認証に必要となる事業活動温暖化対策計画書は、原則、4月1日～9月30日の間に提出する必要があります。

(3) 更新申請

ア 提出書類

提出書類名	補足
【要綱様式第1－2号】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書	
・【計画書制度要綱様式第2号様式】 中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書 ・エネルギー使用量等入力ファイル（中小規模事業者用）	

※中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書などの記載方法の詳細は、新制度のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>

※計画書制度に基づき、中小規模事業者用実績報告書も別途、提出してください。

イ 提出方法

「計画書（中小規模事業者（任意提出）用）の受付フォーム」から、提出してください。

ウ 提出時期

原則、4月1日～9月30日の間に提出してください。

(4) 変更・取下げの届出

認証事業者は、認証後に次の各要件に該当した場合は、変更届又は取下げ書を提出してください。

変更届	取下げ書
・氏名又は名称を変更したとき ・住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき	・認証に係る計画書に記載された計画を中止、廃止又は休止したとき ・認証の要件を満たさなくなったとき

ア 提出書類

手続き	提出書類名
新制度の計画書を提出して認証を取得した場合	
変更	【要綱様式第3号】かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書
	・【計画書制度要綱様式第4号】中小規模事業者用変更等届出書※1 ・【添付書類】変更等の状況が分かる書類（履歴事項全部証明書の写し、関係者への案内状など）
取下げ	【要綱様式第4号】かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書
	【計画書制度要綱様式第4号】中小規模事業者用変更等届出書
旧制度の計画書を提出して認証を取得した場合	
変更	【要綱様式第3号】かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書
	・【規則第2号様式】事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書※2 ・【添付書類】変更等の状況が分かる書類（履歴事項全部証明書の写し、関係者への案内状など）
取下げ	【要綱様式第4号】かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書 ※ ・【規則第2号様式】事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書※2 ・【規則第4号様式】事業活動温暖化対策計画中止届出書※2 ※認証取下げと同時に、計画を変更・中止する場合は併せて提出。

※1 中小規模事業者用変更届出書の記載方法の詳細は、新制度のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>

※2 事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書や事業活動温暖化対策計画中止届出書の記載方法の詳細は、旧制度のホームページを

ご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/old.html>

イ 提出方法

「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制変更届出書の受付フォーム」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制取下げ書の受付フォーム」から、提出してください。2024 年度に認証を取得した場合と、2025 年度以降に認証を取得した場合で、受付フォームが異なるため、ご注意ください。当該フォームに入力することで、計画書制度に関する届出も併せて、提出されます。

ウ 提出時期

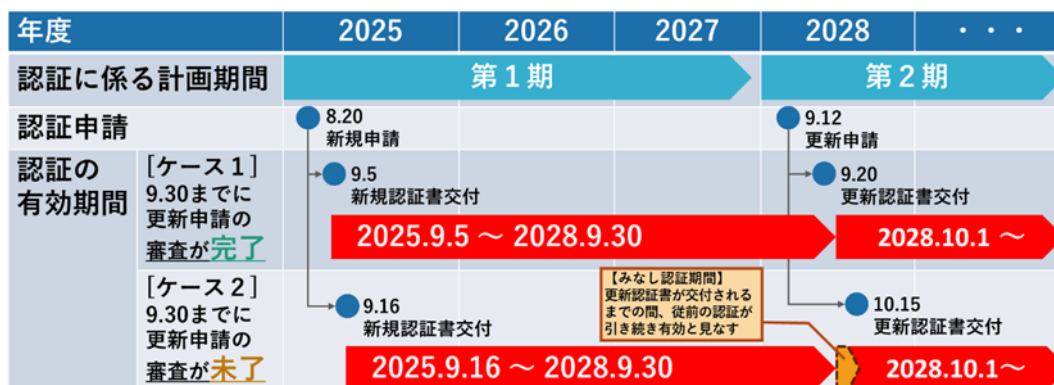
変更等の事由が生じた場合、速やかに提出してください。

(5) 認証の有効期間

認証書の交付日（更新の場合は更新年度の 10 月 1 日）から次期計画書の提出期日（9 月 30 日）までとします。

なお、次期計画書の提出期日までに更新申請書の審査が完了しない場合、更新認証されるまでの間、従前の認証がなおその効力を有します。

有効期間のイメージ



(6) 認証の取消し

取下げ書が提出されず、次の要件のいずれかに該当した場合、県は認証を取り消すことができます。

ア 認証の要件を満たさなくなったとき

イ 虚偽の内容で認証書の交付を受けたことを確認したとき

ウ 認証の有効期間内において、計画書制度に基づく中小規模事業者用実績報告書を適切に提出しなかったとき（旧制度の様式で計画書を提出した事業者においては、旧制度に基づく排出状況報告書又は結果報告書を適

切に提出しなかったとき)

※なお、認証を取り消された者は、取消し後において、認証の要件を再び満たした場合は、改めて認証の申請をすることができます。

3 その他

(1) 調査等（要綱第 11 条）

認証事業者に対し、認証に関する事項について、必要な調査を行う場合があります。調査にあたっては、必要な範囲において、資料の提出を求めるほか、認証事業者が設置している工場等への立入についても協力を求める場合があります。

4 各様式の記載方法

(1) 新規申請書

様式第1-1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証新規申請書

2025 年 5 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地 神奈川県厚木市〇〇9999
〇〇ビル

氏名又は名称 株式会社〇〇産業

代表者役職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

業種分類 (該当するものを選択)	☒ 製造業その他	☐ 小売業
	☐ 卸売業	☐ サービス業
資本金の額又は出資の総額	10,000 万円	
常時使用する従業員の数 (該当するものを選択)	☐ 0～20人	☐ 101～300人
	☐ 21～50人	☐ 301～1,000人
	☒ 51～100人	☐ 1,001人～
前年度における原油換算 エネルギー使用量の合計量	900 KL	前年度末における対象自動車の 使用台数 50 台
県内の主たる工場等	名 称	厚木工場
	郵便番号	243 - 0803
	所在地	厚木市山際 〇〇9999
県内における事業活動の脱炭素化目標	県内における事業活動を 20 45 年までに脱炭素化することを 目指して自主的かつ計画的に取り組むことを宣言します。	
認証を受けようとする期間 に関する中小規模事業者用 事業活動温暖化対策計画書	提出年 月 日 2025 年 5 月 1 日	計画期間 2025 年度 ～ 2027 年度
欠格要件への該当性等 (右欄に○を記入)	☐ ・かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第3条第6号に掲げる欠格要件のいずれにも該当しません。 ・また、県から、同要件に該当しないことを確認するため、役員等名簿の情報提供を求められた場合は、直ちに応じることを誓約します。 ・さらに、同要綱第9条の規定に基づき、県から認証の取消しを受けた場合も、異議は一切申し立てません。	
担当者連絡先	所 属	****部****課
	郵便番号	243 - 0000
	所属所在地	厚木市〇〇 9999 〇〇ビル
	氏 名	** **
	T E L	***-***-***
	E-mail	abc@〇〇〇〇.jp

1	＜届出者＞ ○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、<u>押印は不要</u>です。
2	＜業種分類、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数＞ ○「業種分類」は、県内における事業活動に関して、エネルギー使用量が最も大きな業種分類を選択してください。 ○事業者全体での「資本金の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」を入力してください。 ○中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業者であることを確認するために使用します。学校法人など、資本金等がない事業者は、「資本金の額又は出資の総額」空欄のままで差し支えありません。 【参考】日本標準産業分類（令和5年6月改訂）目次 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05k_oumokusetsumei.html
3	＜原油換算エネルギー使用量の合計量＞ ○エネルギー使用量等入力ファイル（中小規模事業者用）で算出した、県内全域（全県）のすべての工場等における原油換算エネルギー使用量の合計量を入力してください。（小数点第1位を四捨五入した整数の値） ＜使用台数＞ ○エネルギー使用量等入力ファイル（中小規模事業者用）で算出した、県内全域における自動車の使用台数を前年度末の所有台数を入力してください。 ※<u>中小規模事業者に該当することを確認するために使用する</u>ので、<u>いずれの項目も記入してください。</u>
4	＜県内の主たる工場等＞ ○県内における事業活動に関して、エネルギー使用量が最も大きな工場等を記載してください。
5	＜県内における事業活動の脱炭素化目標＞ ○県内における事業活動を脱炭素化する目標年を記入してください。認証を受けるには、2050年以前（2050年含む）とする必要があります。 ○計画書と整合が明らかに取れていない目標年度は認められません。 （例えば、計画書では2027年度のCO₂排出量が0となっていないにも関わらず、脱炭素化目標を2027年度と設定するなど。）
6	＜認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書＞ ○認証を受けようとする期間に関する事業活動温暖化対策計画書の提出年月日を西暦で入力してください。本申請書と同時に計画書を提出する場合は、本申請書の提出日と同日を入力してください。 ○計画期間は、開始年と終了年を西暦で入力してください。
7	＜連絡先＞ ○提出書類の問合せ窓口となる担当部署名、電話番号等を記載してください。また、担当者が明確となっている場合は、担当者名も併せて記載してください。

(2)更新申請書

様式第1ー2号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証更新申請書

2028 年 5 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

神奈川県厚木市〇〇9999

〇〇ビル

氏名又は名称

株式会社〇〇産業

代表者役職・氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

直近の認証書交付年月日等	認証書 交付年月日	2024 年 8 月 1 日	認証 番号	第 0000 号
業種分類 (該当するものを選択)	☒	製造業その他	☐	小売業
	☐	卸売業	☐	サービス業

～以下、新規申請と同じ～

1	<直近の認証書交付年月日等> ○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。
---	--

(3) 変更届

受付フォームから入力することで、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書」及び「事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書」が自動作成・出力され、提出できます。

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証変更届出書

2025 年 10 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地

神奈川県厚木市〇〇5678

氏名又は名称

株式会社〇〇産業

代表者役職・氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

1

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認証書交付年月日等	認証書 交付年月日	2025 年 8 月 1 日	認証番号	第 0000 号	2
変更事項 (該当する項目の変更 前後の内容を記入)	変更前	変更後			
氏名又は名称			3		
住所又は主たる 事務所の所在地	厚木市〇〇9999 〇〇ビル	厚木市〇〇5678			
変更の理由	〇〇〇〇年〇月〇日付けの本社移転による住所の変更				4
担当者 連絡先	所 属	*****部*****課	氏 名	*** **	5
	郵便番号	243 - 0000	T E L	***-***-***	
	所属所在地	厚木市〇〇 5678	E-mail	abc@〇〇〇〇.jp	

1	＜届出者＞ ○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、<u>押印は不要</u>です。 ○変更後の名称、所在地等で記入してください。
2	＜認証書交付年月日等＞ ○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。
3	＜変更事項＞ ○事業者の住所等の変更があった場合に届出が必要になります。 事業者の住所又は主たる事業所の所在地等の変更など、変更前及び変更後の内容を記載してください。（代表者の変更については、届出の必要はありません。）
4	＜変更の理由＞ ○上記の変更等の内容に記載する事項について、変更等が生じた理由を記載してください。 （例） ・組織再編の一環として、令和○年○月○日付けで社名を変更したため ・令和○年○月○日付けで本社ビルを移転したため
5	＜連絡先＞ ○計画書の変更等に関する問合窓口となる担当部署名及び電話番号等を記載してください。
その他	変更等の状況が分かる書類（履歴事項全部証明書の写し、関係者への案内状等）を添付してください。

(4) 取下げ書

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証取下げ書

2025 年 4 月 1 日

神奈川県知事 様

住所又は主たる事務所の所在地 神奈川県厚木市〇〇5678

氏名又は名称 株式会社〇〇産業

代表者役職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証書交付年月日等		認証書 交付年月日	2025 年 8 月 1 日	認証番号	第 0000 号
取下げ 理由 (該当 する項 目の具 体的な 理由を 記入)	認証に係る 中小規模事 業者用事業 活動温暖化 対策計画書 に記載され た計画を中 止したとき 又は当該事 計画書に記 載された事 業を廃止若 しくは休止 したとき				
	かながわ脱 炭素チャレ ンジ中小企 業認証制度 実施要綱第 3条に規定 する要件を 満たさなく なったとき				
担当者 連絡先	所 属	*****部*****課		氏 名	*** **
	郵便番号	243 - 0000		TEL	***-***-***
	所属所在地	厚木市〇〇 5678		E-mail	abc@〇〇〇〇.jp

2

1	<届出者> ○「事業者」単位での提出となりますので、代表者名で届出してください。 なお、<u>押印は不要</u>です。
2	<認証書交付年月日等> ○認証書に記載されている「年月日」及び「認証番号」を入力してください。
3	<取下げ理由> ○どの要件を満たさなくなったかなど、取下げ理由を具体的に記入してください。 (例) ・計画の中止：令和○年○月○日付けで、◆◆工場を閉鎖し、県内のCO₂排出する事業活動がほとんどなくなったため。 ・計画の廃止：令和○年○月○日付けで、県内のすべての事業所を廃止したため。 ・計画の休止：令和○年○月○日付けで、県内の事業を全て休止したため。 ・その他：事業拡大に伴い、要綱第3条（2）中小規模事業者該当しなくなったため。
4	<連絡先> ○計画書に関する問合窓口となる担当部署名及び電話番号等を記載してください。